

一般ガス選択約款
(24時間業務用契約)

令和元年10月1日実施

敦賀ガス株式会社

目 次

1	目的	2
2	選択約款の届出及び変更	2
3	用語の定義	2
4	適用条件	3
5	契約の締結	3
6	使用量の算定	4
7	料金	5
8	単位料金の調整	5
9	契約の変更又は解消	6
10	補償料	6
11	緊急調整時の措置	8
12	その他	8

附 則

1	実施の期日	8
---	-------	---

別 表

1	早収料金の算定方法	8
2	料金表 1 (24 時間業務用契約 1 種)	9
3	料金表 2 (24 時間業務用契約 2 種)	10

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ敦賀ガス株式会社（以下「当社」といいます。）の製造供給施設の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (2) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (3) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまが1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (4) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。（小数点以下切捨て。）

- (5) 「夏期」とは、7月分（6月定例検針日の翌日から7月定例検針日まで）から9月分（8月定例検針日の翌日から9月定例検針日まで）までの3ヶ月間をいいます。
- (6) 「最大需要月」とは、12月分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）から3月分（2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで）までの4ヶ月間をいいます。
- (7) 「季節負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。

$$\text{季節負荷率} = \frac{\text{夏期の月平均使用量}}{\text{最大需要期の月平均使用量}} \times 100$$

- (8) 「契約種別」とは、24時間業務用契約1種及び24時間業務用契約2種をいいます。
- (9) 「定額基本料金」、「基準単位料金」とは、それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てます。
- (11) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。
- (12) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

次のすべての条件を満たし、お客さまとの協議が調った場合に適用いたします。

- (1) 24時間を通じてガスを使用すること。
- (2) 契約月平均使用量が500立方メートル以上であること。
- (3) 契約季節負荷率が60パーセント以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70%以上であること。
- (5) 申込時において過去1年間の実績が4(1)～(5)の適用条件を満たしていること。または、適用条件を満たす予定であると当社が認めていること。
- (6) 不測の需要逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じることができる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を締結いたします。

(2) 当社は、お客さまの過去の実績、使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約年間使用量
- ② 契約年間引取量
- ③ 契約月平均使用量
- ④ 契約月別使用量

(3) 契約期間は次のとおりといたします。

- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の定例検針日までといたします。
- ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の定例検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は一般ガス供給約款に基づく契約（以下「一般契約」といいます。）へ変更したお客さまが、同一需要場所で本契約の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は一般契約への変更の場合はこの限りではありません。（(5)において同じ。）

(5) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別又は他の選択約款への変更の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

(6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過してもお支払いがない場合は、申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

(1) 当社は、料金のお支払いが支払義務発生の日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料

金」といいます。)を料金として徴収いたします。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、24時間業務用契約1種には、別表の料金表1を、24時間業務用契約2種には、別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) お客様の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合又はガスの使用を一時停止した場合は、その月又はその期間の基本料金は(2)に基づく1ヶ月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格 (トン当たり)

72,760円

- ② 平均原料価格 (トン当たり)

LNG及びLPGそれぞれについて、別表の1(4)に定める各3か月間における各月の価額の合計額を、当該3か月間の数量の合計量で除して得たトン当たりの平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

この場合において、価額及び数量とは財務省が関税法(昭和29年法律第61号)第102条の規定により公表する貿易に関する統計に基づく価額及び数量といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= (\text{トン当たりLNG平均価格}) \times 0.9780 \\ + (\text{トン当たりLPG平均価格}) \times 0.0245$$

(備考)

LNG及びLPGのトン当たり平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 契約の変更又は解消

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、若しくは2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消することができるものといたします。

10. 補償料

お客様は、実績年間使用量又は実績季節負荷率が①～③に定める数値に満たなかった場合又は契約期間中に需給契約を解約した場合には次の算式により算定された補償料を当社にお支払いいただきます。（小数点以下切捨て）

ただし、次の①及び②が重複して生じた場合は、いずれか高い方の額といたします。また、実績使用量が年間2.5万m³を超える場合は、②のみを適用します。

① 季節負荷率未達補償料

ア 実績年間負荷率が60%未満の場合は、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式により算定される金額を限度とする額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合は、「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{季節負荷率未達補償料} = \left[\begin{array}{l} \text{季節負荷率} \\ \text{60\%に相当} \\ \text{する年間使} \\ \text{用量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める月} \\ \text{別契約量に各月の単位料} \\ \text{金を乗じて算出した合計} \\ \text{額を契約年間使用量で除} \\ \text{し 小数点以下第 3 位を} \\ \text{四捨五入した単価} \end{array} \right]$$

(備 考)

ア 負荷率 60 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 ヶ月あたりの平均実績使用量に 0.60 を乗じ、その量を 12 倍した量とします。

イ 季節負荷率未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの補償料との合計額が、実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金表を適用して算定される早収料金総額の 103% (小数点以下切り捨て) を超えない範囲で算定するものいたします。

② 契約年間引取量未達補償料

実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合は、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式により算定される金額を限度とする額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left[\begin{array}{l} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{ガス需要契約に定める月別契} \\ \text{約量に各月の単位料金を乗じ} \\ \text{て算出した合計額を契約年間} \\ \text{使用量で除し、小数点以下第 3} \\ \text{位を四捨五入した単価} \end{array} \right]$$

③ 契約中途解約補償料

契約期間中に需給契約が解約された場合は、当社がやむを得ないと判断した場合を除き、次の算式により算定される金額を限度とする額といたします。

$$\text{契約中途解約補償料} = \left[\begin{array}{l} \text{契約種別の 1} \\ \text{ヵ月当たりの} \\ \text{基本料金相当} \\ \text{額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{解約日の翌月} \\ \text{から契約終了} \\ \text{月までの残存} \\ \text{月数} \end{array} \right]$$

11. 緊急調整時の措置

お客さまが、一般需要に先立って緊急調整に応じた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

$$\text{定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1 時間当たり} \\ \text{の平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

12. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

附 則

実施の期日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

別 表

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表1（24時間業務用契約1種）

(1) 定額基本料金

1ヶ月につき	55,0000円（税込）
	50,0000円（税抜）

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	132.5610円（税込）
	120.5100円（税抜）

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2（24時間業務用契約2種）

(1) 定額基本料金

1ヶ月につき	29,7000円（税込）
	27,0000円（税抜）

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	147.3010円（税込）
	133.9100円（税抜）

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。